

議 案 参 考 資 料

[令和 8 年第 3 回定例会(9 月)]

[担当課(室)係(担当)]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第 65 号 桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下「内閣府令」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

概 要

満 3 歳以上限定小規模保育事業(3 歳児から 5 歳児までのみを対象とする小規模保育事業)が創設されたことに伴い、同事業について利用定員に関する基準その他の運営に関する基準を定めるとともに、その他の規定の整理を行います。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

国家戦略特別区域に限って認められていた、3 歳児から 5 歳児までのみを対象とした小規模保育事業について、区域に限られずに実施を可能とするため、児童福祉法等の一部が改正され、同事業が全国展開されることとなりました。これに伴い、内閣府令についても改正されました。